

香川県後期高齢者医療広域連合定年退職者等の再任用に関する条例

平成19年4月1日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4から第28条の6までの規定に基づく定年退職者等の再任用（以下「再任用」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずる者として、再任用の対象となる者)

第2条 法第28条の4第1項の条例で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 25年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（同号に掲げる者を除く。）

(任期の更新)

第3条 法第28条の4第2項（法第28条の5第2項及び法第28条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による再任用の任期の更新は、当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 任命権者は、前項の更新を行う場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第4条 法第28条の4第3項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の条例で定める年齢は65年とし、法第28条の4第3項の条例で定める日は3月31日とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の末日に関する特例)

- 2 次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

この条例の施行の日から平成19年3月31日まで	62年
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年